

「(仮称) 大出日山風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する雲南市長意見について

本事業はジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社が島根県雲南市及び安来市の行政境に位置する大出日山から南に延びる一帯の尾根稜線上に、最大で46,200kwの風力発電施設を設置しようとするものである。

再生可能エネルギーの普及は温室効果ガスの排出抑制を図るものであり、世界的課題である地球温暖化対策の取り組みの一助となるものと考えている。

一方で、雲南市が策定する第2次環境基本計画では、重点プロジェクトの一つに再生可能エネルギーの推進を掲げつつ、風力発電事業に関しては、環境や景観、人体への影響等へも配慮し、導入を検討していくこととしている。

また、本事業の実施に際しては、地元住民をはじめとする市民の理解と合意が大前提となることに鑑み、以下のとおり意見を述べる。

1. 事業に対する市民・住民理解の徹底

配慮書縦覧の段階から、本事業に対し、動植物への影響、低周波音等から生じる健康被害、土砂災害等を懸念する市民等からの意見が寄せられている。

本事業を進めるに際しては、適宜説明会を開催するとともに、市民・住民の視点に立ち、分かりやすく、細やかな説明に努め、理解の徹底を図ること。

2. 騒音、振動及び低周波音等について

事業実施想定区域とその周辺には、配置予定範囲から2.0kmの範囲に住宅等が、またその周辺には住宅以外の配慮が特に必要な施設となる学校、医療機関が存在しており、工事中の騒音、供用時の風切り音等による環境への影響や、低周波音による住民の健康被害が懸念される。

このため、風力発電設備の設置位置等の検討を行う上では、最新の知見や先行地域で得られたデータなども反映し、上記の影響等を回避又は極力低減するとともに、その方法を具体的に分かりやすく提示すること。

3. 水生生物について

事業想定区域の周辺には、斐伊川水系の一級河川となる赤川、刈畑川、阿用川、久野川が流れており、また沢筋には多くの支流も存在する。

これらの河川には赤川ゲンジボタルが生息しているが、当市では「雲南市ほたる保護条例」を制定し、その保護に努めている。

また、久野川上流域では西谷川と同じように特別天然記念物のオオサンショウウオの生息も確認されている。

このように、周辺河川には希少な水生生物が多数生息しているが、本事業を実施することで沢筋や河川区域などに土砂や濁流が流入し、生息する水生生物等に影響を及ぼすことが懸念される。

このため、風力発電設備の設置位置等の検討を行う上では、専門家等の助言も踏まえながら、沢筋や河川区域からの距離を十分確保するとともに、雨水排水対策や工事に際する土工量の抑制、土砂の流出抑制を図るなど、重要な水生生物等への影響を回避又は極力低減すること。

4. 動物、植物及び生態系について

事業実施想定区域は一体が保安林に指定されており、またその周辺には久野鳥獣保護区がある。豊かな自然が広がっており、多様な動植物が生息・自生しているが、本事業の実施による地形改変や工事に伴う土砂や濁流の流入などがそれらの生態系に影響を及ぼすことが懸念される。

また、当市で繁殖するコウノトリをはじめとする鳥類などに対し、施設の稼働に伴うバードストライク被害も懸念される。

このため、風力発電設備の設置位置等の検討を行う上では、専門家等の助言も踏まえながら、動植物の生息・自生の状況を十分に調査し、適切な対策を講じることで動物、植物及びその生態系への影響を回避又は極力低減すること。

5. 景観について

事業実施想定区域とその周辺には、大出日山、三郡山をはじめ、棚田展望台、畑鶴展望公園、くのじ展望台など、地域住民などが深い愛着を持つ眺望点が存在しているが、本事業を実施することでその眺望に大きな変化をもたらすことが懸念される。

このため、風力発電設備の設置位置等の検討を行う上では、フォトモンタージュを作成・提示し、地域住民や利用者などから十分な理解を得るよう配慮するとともに、風力発電施設への環境融和塗装を検討するなど、景観への影響を回避又は極力低減すること。

6. 水環境に対する影響について

事業実施想定区域とその周辺では表流水をはじめ、伏流水または地下水を飲用水や農業用水として活用している。また計画地の下流域には上水道施設の水源地が分布しており、阿用川の表流水を箱淵浄水場及び新越戸浄水場、久野川流域の地下水を久野浄水場、赤川の伏流水を新越戸浄水場が利用しているが、本事業の実施工事の際の土砂及び濁水の発生や、土地の形状変更により河川や地下水などの水環境に影響を及ぼすことが懸念される。

このため、風力発電設備の設置位置や工事の検討を行う上では、事前に水文調査を行うなど、水環境に対する影響を示すこと。また、工事に当たっては、直近の降雨時データに基づく緑化対策や排水対策を施し、土砂や濁水の流出防止や残土の適切処理を図るなど、水環境への影響を回避又は極力低減すること。

7. 農作物への影響について

事業実施想定区域の周辺では、稲作などの農業が行われているが、施設の稼働に伴い発生する低周波音や風切り音などにより、動物の活動域が住居付近へ移り、農作物に影響を及ぼすことが懸念される。

このため、風力発電設備の設置位置等の検討を行う上では、最新の知見や先行地域で得られたデータなども反映しながら十分な検討を行うとともに、検討結果等を分かりやすく提示し、専門家や住民の意見も踏まえた対策を講ずること、農作物への影響を回避又は極力低減すること。

8. 事故及び災害の防止について

本事業の実施による事業実施想定区域の地形の改変が、地下水脈に影響を及ぼすことで災害発生の可能性が高まることが懸念される。

また、工事の際や施設稼働後、落雷や豪雨等の発生が、施設本体の破損や部品の損失、土砂流出等を引き起こし、被害の拡大につながることを懸念される。

このため、のり面緑化や排水処理、残土処理、日常点検等の対策を十分に検討し、事故や土砂の流出、崩落等の災害の防止を図ること。

(その他事項)

1. 埋蔵文化財の保護について

事業実施想定区域及びその周辺には、埋蔵文化財包蔵地が点在しており、本事業の実施により、地表もしくは斜面等が掘削されることにより、貴重な埋蔵文化財に影響を及ぼすことが懸念される。

このため、事業実施に際しては、埋蔵文化財の有無の確認を行い、その保護を図ること。

2. 移動通信用基地局との電波干渉について

事業実施想定区域及びその周辺は、移動通信端末用の電波が微弱な箇所が多く存在するため、風力発電施設が発する電磁波との電波干渉により、現在の通信環境に影響を及ぼすことが懸念される。

このため、風力発電設備の設置位置等の検討を行う上では、基地局位置を把握した上で、十分な調査を実施し、影響を回避又は極力低減すること。

以上